

# 時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

鴻臚新報

第三千五百九十八號  
明治廿六年三月九日  
舊曆癸巳正月廿一日  
日出前南六時二分  
月出後五時四十二分  
月入午後九時十一分  
月消午前九時十二分

卷之三

告あり

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し  
一枚二錢○一箇月前半三十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓○月額休刊  
○時事新報社ヨリ直轄ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ  
諸費用ヲ由支フ

一 行 五 隻 活 字 廿 四 字 陪 一 日 限 一 日 以 上

ふと甚だ易くして元老某氏は在野政客の何れの部分に合し、某氏は其何れの團體に結び今日に云々官民の區別などは全く跡を拂ふて唯主義の異同を以て政柄を立て國民全體の興論如何に從て勝敗を決し多數の人望を得たる者が政局に當るみどり爲る可し我輩は人物の誰れ彼れを指名するに非ず又指名するを好まざれども行

規則中左ノ通改正ス  
明治二十六年三月八日

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐるふと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多さを以て斯類の社に通信を依頼せど雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信する方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送わらんふとを請ふ

人を求めるらんに比之に應する者ひして少なからず既に文始人々を結合して一團體を作るも同時に伊藤伯も亦文始主義を以て政友を得るみと難からず既に硬軟相分るも上は平生の私交如何に拘はらず政交をば斷絶して銘々の信する所に從て進行す可し斯の如くにして維新元老の地位如何と云ふに決して危險あるみとなく元老は依然たる元老にして常に其政黨の推服する所ぞ爲り外に在ては首領と爲り内に入ては閥員たる可し勢の然るにしむる所にして從前の事實に敵しても疑を容れず實

ナシタルトキ狂狂アリト聞ムニ於ハハ其ノ目ヲ地方監若クハ市町村長ニ届出フヘシ  
第四十五條中第八條ノ下ニ「第三十三條第二項及第四十四條」ノ十四字ヲ  
農商務省令第五號參照  
農商務省令第十一號度量衡法施行規則(明治廿四年八月十九日)抄載  
第三十三條 度量衡器ノ製作、修復若ハ販賣ノ免許ヲ<sup>ハ</sup>ケントスル者  
ハ其ノ圖書ニ明治二十四年勅令第百七十七號第六條ノ設計監督ヲ添ヘ  
地方長官ヲ經由シ農商務大臣ニ差出スヘシ但シ輸入販賣ノ免許ヲ<sup>ハ</sup>ケントスル者ハ其ノ圖書ニ記スヘシ  
第四十條 度量衡器ノ製作若ハ修復ノ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ新器  
ヲ惟ヘシ但シ其ノ販賣ヲ地方長官ヲ經由シ農商務大臣ニ請求スル者  
コトヲ得  
四十五條中第八條ノ下ニ「第三十三條第二項及第四十四條」ノ十四字ヲ

## 元老内閣の善後策（敗

ながくするの道にみそあれ之を今日の情實論にからまつて言行自由ならず相互に會釋して自から信する所を狂妄きょうわう

**第四十四条 第八條三項背シタル者ハ十四以上二十五以下ノ罰金**

の原因を尋ねれば元老その人々の間に政治上の意見を殊にして結合の困難あるのみ其名望伎倆に至りては天下の許す所にして之と輕重を争ふ者は蓋し多からざる可し抑も立憲政治の本色は各派の政黨主義を以て分れ主義を以て争ふに在るみどなれば今の元老諸氏も國會開設前に在ては人民に對して直接の責任もなく唯一片の誠意誠心を以て職を奉し國家の爲めには忍ぶ可らざるをも忍び自分の主義をも狂げて相互に協同一致し世間に内の紛糾を露はしたるみどもなし所謂情誼情實の結合なりしかばも今や政況の一變と共に内部の動靜は直に人民の親し所と爲りて政務の運動自由なるを得ず即ち元老諸氏の窮する由縁にみそあれば此處は諸氏に於ても二十餘年來の心事を一轉し情誼情實の結合は立憲の政府を維持するの法に非ずと觀念して各自相互に主義を以て分れたのべ其信する所を行ふて青天白日に成敗を等はんと我輩の敢て勸告する所なり扱その實際に至りて如何と尋ねば前節に云へる如く今の政府部門内には硬軟の兩派自から分明にして世間或は之に附するに武斷派文治派の名を以てし互に竊に主義を殊にするのみならず民間の政客中に於ても正しく其趣を同ふして硬軟をかり歎論もあるる幸あれ元老の間にて果斷強の主義を尊ぶ者は先づ部内に在る其流の人を集めて民間の硬軟者と結合し、文治を重んずる者も亦内外に於ける同臭味の政客を集め、硬軟文武相合併して各々其執る所の主義を行ふ可きのみ例へば過般政府より議會に提出したる地價修正案の如き政府部内に異論あるのみか議員中にも不服を唱ふる者少なからず頗る之を可とする者は元老中の誰々と主義を同一とする者比他の誰々と同意なるみど事實に明白さ

げ屈強なる智力體力にてありながら恰も半身不隨の比輪ものと爲りて無理に結託の風を装ひ心中に不愉快のみか現在政府外に得べき政友を敵にして思ひも寄らぬ攻撃を被り一方に内的事情を顧慮して十分の答辨を爲すふと能はず獨り自から苦しむのに比すれば同年の論に非ざるなり或は硬論派の人より云へば文軟派者は文弱にして民黨に媚る者なりなど說もあらんなれども民黨として素より同一色に非ず文治主義を悦ぶ者もろんれば怒る者もあり其怒る者は即ち硬派の政友にしてよほじき者には軟派の友なり既に之を友とし視れば其軟心を留ムは當然のふどにして必ずしも媚を呈するなど云ふ人語を用るに及ばず唯その爲すがまゝに任して其一類の全體より傳すの工風と運らす可きのみ又文軟派の説従へば硬派は不肯不文にして文明の政局に當る可らず甚だしきは如何なる亂暴も計られずとて掛念するが如くなれば硬派必ずしも武人のみにあらず其中目かゝる済々たる多士あり且前にも云へる如く武斷政治は時々の許さざる所にして亂暴云々の掛念は單に武人の武の字に掛かれて餘計を心配するものなり其無謀ならざれば我輩の保證する所なり左れば維新的元老が心事として双方を分かれのく其信する所と以て國家に寄さんとするときは其人々の在朝在野と問はず眞に主張の異同を以て離合するふとなれば從前情實の爲めに喧を問ふした者が忽ち相違ざかると共に昨日まで政事局の運動容易ならざるが如くなれども朝に在るも動を留保するものなり我輩の宿輪は立憲政治責任内

○農商務省訓令第四號  
明治二十四年（八月）農商務省訓令第三十五號第十二條  
ニ左ノ一項ナ追加ス

明治二十六年三月八日

農商務大臣伯爵後藤象二郎  
農商務省訓令第三十五號（明治二十四年八月十九日）抄錄  
第十二條 地方長官ハ擇任ノ取締ヲ修繕ヲシタル經費ヲ各製作所、修繕所及販賣所ニ課別シ取項ニ定ムル如限ニ農商務大臣ニ報告スヘシ  
一ヶ年間ノ度量衡定成績表ヲ開製シ毎年五月十日マテニ農商務大臣ニ報告スヘシ  
臣ニ報告スヘシ事式略ス

○大藏省告示第五號  
農商務省訓令第三十五號（明治二十四年八月十九日）抄錄  
右償還ノ爲メ本月中抽籤執行ス  
但抽籤ノ都合ニ由リ償還額ト多少ノ誤差アリトヘ  
明治二十六年三月八日

大藏大臣波邊國武

六分金縣公債一千萬圓  
利付還ノ爲メ本月中抽籤執行ス

元本  
七  
報

○山陽鐵道運賃半減の結果 我國鐵道の運賃  
は尙ほ高きに過ぎ爲めに廣く衆人の之を利用する能は  
ざる事實よりて其結果却て鐵道收入の算を致すもの  
なれども近頃鐵道業者の間に存する一疑問なり此是  
山陽鐵道會社が舊曆の正月中十五日間其賃金を半減し  
したるものもわらん當時田舎は正月にて人心浮立ちたる折  
なれば遊山に出掛けたるものも多かりしなん其他斯る  
り半月間の事なれば運賃半減と聞いて用ひさしの人試験  
したるものもわらん當時田舎は正月にて人心浮立ちたる折  
なれば遊山に出掛けたるものも多かりしなん其他斯る  
臨時的事情ありて運賃半減の結果を美事にしたるもの  
なるべしと雖も兎に角平常は一日一睡の平均收入は八  
圓五十錢前後なる同鐵道にして此十五日間は一日一睡

の原因を尋ねれば元老その人々の間に政治上の意見を殊にして結合の困難あるのみ其名望伎倆に至りては天下の許す所にして之と輕重を争ふ者は蓋し多からざる可し抑も立憲政治の本色は各派の政黨主義を以て分れ主義を以て争ふに在るなどなれば今の元老諸氏も國會開設前に在ては人民に對して直接の責任もなく唯一片の誠意誠心を以て職を奉し國家の爲めには忍ぶ可らざるをも忍び自分の主義をも上げて相互に協同一致し世間に内の大私を露はしたるみどもなし所謂情誼情實の結合なりしかかも今や政況の一變と共に内部の動靜は直に人民の親し所と爲りて政務の運動自由なるを得ず即ち元老諸氏の窮する由縁にゐるれば此處は諸氏に於ても二十餘年來の心事を一轉し情誼情實の結合は立憲の政府を維持するの法に非ずと觀念して各自相互に主張を以て分かれのゝ其信する所を行ふて青天白日に成敗を争はんと我輩の敢て勸告する所なり扱いの窮屈に至りて如何と謂ひ得前節と云へる如く今の大義を守るに至りて是れが前節と云ふべきである

げ屈強なる智力體力にてありながら恰も半身不隨の上輪ものと爲りて無理に結託の風を裝ひ心中に不愉快のみか政府外に得べき政友を敵にして思ひも寄らぬ攻撃を被り一方に内的事情を顧慮して十分の答辨を爲すみると能はず獨り自から苦しむものに比すれば同年の論に非ざるなり或は硬論派の人より云へば文軟者は文弱にして民黨に媚る者なりなを説もあらんなれば民黨として素より同一色に非ず文治主義を悦ぶ者もあれば怒る者もあり其怒る者は即ち硬派の政友にして文軟者は軟派の友なり既に之を友とし視れば其歎心を留ふは當然のふどにして必ずしも媚を呈するなを云ふ人語を用るに及ばず唯その爲すがまゝに任して其一類の全體より傳すの工風を運び可きのみ又文軟派の説従へば硬派は不肯不文にして文明の政局に當る可らず甚だしきは如何なる亂暴も計られずと掛念するが如くなれども硬派必ずしも武人のみにあらず其中自かゝる者やなる多士あり且前にも云へる如く「武断政治」は寺田

○農商務省訓令第四號  
明治二十四年（八月）農商務省訓令第三十五號第十二條  
ニ左ノ一項ナ追加ス

明治二十六年三月八日

農商務大臣伯爵後藤象二郎

地方長官ハ釋解ノ取締ノ修復ヲシタル經費ヲ各製作者所、修復所及販賣所ニ區別シ前項ニ定ムル期限ニ農商務大臣ニ報告スヘシ

農商務省訓令第四號參照

農商務省訓令第三十五號（明治二十四年八月十九日）抄錄  
第十二條 地方長官ハ左ノ様式ニ依リ前年四月ヨリ其ノ年三月三日至る迄ハ、一ヶ年間ノ度量衡検定法規ヲ開示シ毎年五月十日マテニ農商務大臣ニ報告スヘシ

臣三報告スヘシ當式路ス

○大藏省告示第五號

一六分金祿公債一千萬圓  
利付金祿公債一千萬圓

右償還ノ爲メ本月中抽籤執行ス  
但抽籤ノ都合ニ由、償還額ト多少ノ誤算アリト  
明治二十六年三月八日

大藏大臣渡邊國武

○シカゴ府に左せる書信中に、以下と申せ實際程の次第雪も日て室外にては屢々、甚た乾燥せる方凶をトするの季節もあるならぬ。さき居るが故に左の持合は此月熱すみもあるべし。

○農商務省訓令第四號  
明治二十四年（八月）農商務省訓令第三十五號第十二條  
ニ左ノ一項ナ追加ス

明治二十六年三月八日

農商務大臣伯爵後藤象二郎

地方長官ハ釋解ノ取締ノ修復ヲシタル經費ヲ各製作者所、修復所及販賣所ニ區別シ前項ニ定ムル期限ニ農商務大臣ニ報告スヘシ

農商務省訓令第四號參照

農商務省訓令第三十五號（明治二十四年八月十九日）抄錄  
第十二條 地方長官ハ左ノ様式ニ依リ前年四月ヨリ其ノ年三月三日至る迄ハ、一ヶ年間ノ度量衡検定法規ヲ開示シ毎年五月十日マテニ農商務大臣ニ報告スヘシ

臣三報告スヘシ當式路ス

○大藏省告示第五號

一六分金祿公債一千萬圓  
利付金祿公債一千萬圓

右償還ノ爲メ本月中抽籤執行ス  
但抽籤ノ都合ニ由、償還額ト多少ノ誤算アリト  
明治二十六年三月八日

大藏大臣渡邊國武

○シカゴ府に左せる書信中に、以下と申せ實際程の次第雪も日て室外にては屬さるに強く日中と雖見るなるべく凶をトするの季節も主義を一變して、さうにあらざる遠きに北國米は、附もあるならぬさ居るが故に左の持合は此月熱する事あるべし。

○山陽鐵道運賃半減の結果　我國鐵道の運賃は尙ほ高きに過ぎ爲めに廣く衆人の之を利用する能はざる事實よりて其結果却て鐵道收入の寡少を致すものなるべく近頃鐵道業者の中に存する一疑問なり此問題山陽鐵道會社が舊曆の正月中十五日間其賃金を半減したる結果は多少此疑問を解くの参考に供すべき歎詞より半月間の事なれば運賃半減と聞いて用ひさきの人試験したるものわらん當時田舎は正月にて人心浮立ちたる折なれば遊山に出掛けたるもの多かりしなん其他斯る臨時的事情ありて運賃半減の結果を美事にしたものなるべしと雖も兎に角平常は一日一哩の平均收入は八圓五十錢前後なる同鐵道にして此十五日間は一日一哩

せば川崎か神奈  
府より凡そ四十  
の所ては丸で田  
築中に付三四月  
○大團結移り  
舊臣と共に北海  
る事は皆人の知  
は宮城縣伊具郡  
道驛へ千五百萬  
一千餘名を引導